



資料編



関係法令

1 摂津市地域福祉計画推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、摂津市附属機関に関する条例（昭和44年摂津市条例第26号）第3条の規定に基づき、摂津市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営その他協議会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、摂津市附属機関に関する条例別表第1項に掲げるその担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係団体の代表者又は関係団体の代表者が推薦する者
- (6) 市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。





- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。





2 社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。





地域福祉計画推進協議会委員名簿

区 分	氏 名	団体名・役職名
学識経験者	藤 井 伸 生	京都華頂大学教授
	松 木 宏 史	滋賀短期大学准教授
保健医療福祉・ 教育関係者	橋 本 和 哉	摂津市医師会理事
	下 村 宗 治	摂津市介護保険事業者連絡会会長
	榎 谷 佳 純	摂津市社会福祉協議会会長
	樋 野 孝 子	摂津市民生児童委員協議会会長
	渡 邊 増 子	摂津市母子福祉会副会長
	高 岡 國 士	摂津市保育連盟会長
	近 藤 満 昭	摂津市社会教育委員会議委員長
関係団体の代表者 又は関係団体の代 表者が推薦する者	平 田 登美子	摂津市身体障害者福祉協会会計監査
	山 本 昌 弘	摂津市ボランティア連絡協議会会長
	朝 倉 敏 夫	摂津市鳥飼北小校区福祉委員会委員長
	前 田 清一郎	摂津市自治連合会会長
	山 本 善 信	摂津市老人クラブ連合会会長
	茶 橋 和 夫	摂津市商工会理事
	橋 爪 恵 子	摂津市人材サポート・ビューロー理事
浅 岡 正 幸	摂津市人権協会事務局長	
市民公募	河 村 圭一郎	—
行政機関	谷 掛 千 里	大阪府茨木保健所長





3

用語の解説

あ行

●あつたかご近所サポーター

地域で手助けが必要な方を理解し、温かく見守る応援者として、自分でできる範囲で活動を行うボランティアのことをいいます。摂津市社会福祉協議会で、年数回のあつたかご近所サポーター養成講座を実施しています。

●いきいきカレッジ

高齢者の方々に新しい知識と教養を身につけていただくため、毎年6月頃から12月頃（8月は休講）までの毎週金曜日に、各種講座を実施しています。

●SNS

SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

●NPO

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

か行

●北大阪健康医療都市（健都）

摂津市と吹田市では、令和元年（2019年）7月に国立循環器病研究センターが吹田操車場跡地へ移転したことを契機に「健康・医療のまちづくり」を進めています。また、大阪府をはじめとする関係機関の協力を得ながら、国立循環器病研究センターを中心とした国際級の医療クラスターの実現に向けて取り組んでいます。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障害者が、住み慣れた地域で尊厳ある生





活と人生を維持することができるように、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

●校区等福祉委員会

地域内（校区内）における福祉課題や問題などを自分たちの問題として捉え、住民の主体的な参加による活動によって解決を図る団体です。社会福祉協議会と連携し、12の旧小学校区単位に設置され、校区内の自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなどの関係団体で構成されています。

●こども食堂

地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場のことを指します。

●CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して、支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職員のこと。

さ行

●災害時擁護者支援制度

本市では、災害時に高齢者や障害者などの、自力での避難が難しい方が迅速かつ安全に避難することができるよう日頃から支援体制を整備することをはじめとし、支援を必要とされる方々だけではなく市民の皆さんが安心して暮らすことができる地域づくりを目指しています。

そのために災害時において支援を必要とされる方から申請を受付し、地域の支援者の方々にその情報を提供・共有することにより日ごろから防災訓練に役立て、地域での連携を強化し、災害時に備える制度です。

●サロン

校区等福祉委員会が実施している事業で、地域福祉活動拠点や集会所等において、高齢者や子育て中の人などを対象に、レクリエーションなどの様々な楽しい企画を通じて親睦を深め合うことができる場づくりを図るものです。





●市民公益活動補助金

地域で抱える社会的課題の解決やよりよい市民生活の実現に向けて、市民団体が行う非営利の公益活動を支援する制度です。

●市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がない場合、同じ地域に住む住民で家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う人のことです。

●社会福祉協議会

社会福祉法において地域福祉を推進する団体として位置付けられ、全国すべての都道府県・市区町村に設置されています。「安心して安全に暮らせる福祉のまちづくり」を進めるため、地域住民やボランティア、医療・保健・福祉等の関係者や行政の協力を得て活動する民間の社会福祉団体です。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」をあわせもつ社会福祉協議会は、略して「社協」と呼ばれています。

●社会福祉法人

社会福祉法において社会福祉法人とは、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されています。

ここでいう「社会福祉事業」とは、社会福祉法第2条に定められている第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、児童養護施設、障害者支援施設、救護施設等）及び第二種社会福祉事業（保育所、訪問介護、デイサービス、ショートステイ等）をいいます。

●小地域ネットワーク活動

小学校区を単位とする小地域で、高齢者や障害のある人、子育て中の親子等、支援を必要とする一人ひとりを対象に、地域住民の参加による見守りや声掛け、サロン活動などの支え合い・助け合い活動を展開し、安全・安心に暮らせる福祉のまちづくりを進める活動です。

●シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定された高齢者の福祉の増進に資することを目的とする法人をいいます。同センターでは、高齢者の豊かな経験と能力を生かせるよう、生きがいづくりや健康保持のため、仕事を紹介しています。





●人権行政推進計画

市では、核兵器のない平和な世界において、あらゆる差別や偏見を解消し、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、男女の差別なく元気に活動でき、また、あらゆる立場の人が住み慣れた地域や家庭の中で安心して暮らすことができる社会の実現をめざしています。平成23年（2011年）に一部変更された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に示された人権課題の解決に向け、新たな総合行政としての人権行政を積極的に推進するため、摂津市人権行政推進計画を改訂しました。

●青少年指導員

青少年の健全育成を推進するため、本市では、青少年に対する理解と愛情があり、健全育成に対する熱意を持つ20～65歳の市民から、1中学校区12人程度に「青少年指導員（青指）」を委嘱しています。

●生活困窮者自立支援制度

平成27年度より開始した制度であり、複雑な課題を抱えて現行の制度だけでは自立支援が難しい人に対して、相談窓口を設置された専門の支援員が、支援を必要とする人の意見を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じた適切な支援プランを作成するなど、生活全般にわたる包括的な支援を行います。

●生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的に、生活支援コーディネーターが、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たします。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神的疾病などにより、必ずしも判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護する制度です。

た行

●男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づき定められた法定計画。本市では、女性も男性も性別にとらわれることなく、個人として尊重され、自らの持てる能力を十分に発揮しながら個性を輝かせることのできる社会、すなわち男女共同参画社会の実現をめざしています。現時点では、令和3年度までの「第3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～」により計画を推進しています。





●地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障害のある方の地域生活への円滑な移行をめざします。

●地域福祉活動拠点

地域住民の誰もが日常的に相互に支え合い、住み慣れた地域で安心して生活が続けられる地域福祉活動の推進を目的とした施設で、社会福祉協議会や行政が設置し校区等福祉委員会が運営しています。

●地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を営めるよう、ニーズに応じた住まいが提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、予防（介護予防）、福祉サービスを含む生活支援サービスが、日常生活の場において包括的・継続的に提供される地域での体制、支援・サービスなどの仕組みのこと。

●地域福祉活動支援センター

地域福祉団体やボランティア団体などの地域福祉活動を支援する拠点で、地域の人々の結びつきを深めるために助け合いや交流を盛んにする支援活動や情報の収集・発信、相談、コーディネートなどを行っています。また、同センター内には、社会福祉協議会、ボランティアセンター、地域包括支援センター、更生保護サポートセンターが入居しています。（摂津市三島2丁目5番4号）

●地域包括支援センター

地域の保健・医療・福祉・介護の向上を図り、高齢者が住み慣れた地域で生活していくために、総合相談支援業務、虐待防止・権利擁護業務、専門職の連携による支援体制の構築などを行う包括的・継続的マネジメント業務、高齢者の健康増進・介護予防に必要な介護予防ケアマネジメント業務を担う中核機関です。

●つどい場事業

本市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者の「つどい場」づくりを行っています。





「つどい場」は、地域に密着した形で、介護予防の取組を行うことにより、高齢者の心身の機能低下を防止するとともに、生きがいつくりにつなげることを目的としています。

●特殊詐欺

犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）のことです。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のことを言います。殴る、蹴る、といった身体的暴力のほか、精神的暴力や性的暴力などもあります。

な行

●2025年問題

約800万人の団塊の世代が75歳となる2025年は、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という「超・超高齢社会」になり、医療や介護の需要は今よりさらに高まり、社会保障費の急増が予想されています。これが2025年問題です。

●日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力に不安があるため適切な福祉サービスを、受けることができない人のために、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業のこと。

は行

●8050問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されています。

●バリアフリー

すべての人が、社会生活を営む上で、障壁（バリア）となるものを取り除くという意





味。建物や道路の段差などの物理的なバリアを取り除くだけでなく、より広い意味で、すべての人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられます。

●防犯ステーション

本市では、防犯活動拠点として「南摂津防犯ステーション」を開所しています。「摂津防犯協会の事務局が活動拠点を移し、本市や摂津警察署、市内の防犯関係団体との連携を図りながら、「地域の防犯活動を通じた自主防犯意識の普及」「摂津警察署員の方々による周辺パトロール時の立寄所」「赤色灯の設置による、夜間の体感治安向上」などの活動をしています。

ま行

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣より委嘱された非常勤の地方公務員であり、それぞれの地域において、常に地域住民の立場から生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめとした適切な支援やサービスへのつなぎ役の役割を果たします。福祉関係者と連携し住民の福祉の増進を図るための活動を行います。

や行

●要介護認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある方（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある方（要介護者）と認定された人のことをいいます。

●要配慮者

災害対策基本法では、要配慮者とは、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています。





第4期摂津市地域福祉計画

令和2年3月

編集・発行／摂津市 保健福祉部 保健福祉課
〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号
電話 06-6383-1111(大代表)
072-638-0007(代表)

ホームページ／<http://www.city.settsu.osaka.jp/>

